

# PwC Immigration News

## UK Immigration Update

### 英国移民規則変更に関する発表

2017年12月15日

12月7日に政府は最新の移民規則変更 (Statement of Changes) を公表しました。変更の多くは2018年1月11日から施行されます。数多くの変更がありますが以下要約をご案内いたします。

#### ポイント・ベース・システム - Tier 1

政府はTier 1 (Exceptional Talent・例外的才能) カテゴリーにて許可する申請者の数を倍にしました。さらにこのカテゴリーのビザ保持者が永住権を申請する際に必要な英国在住期間の要件を5年から3年に短縮しました。これにより当該カテゴリーは、現在永住件申請の迅速化を認めている他のTier 1サブカテゴリーと整合することになります。

また政府は2014年11月6日以前にTier 1 (Investor・投資家) カテゴリーでビザを取得した人に関するルールの明確化を加えました。当該個人においては、最低投資基準額の要件を考える際に、主たる住居に関し、抵当権を設定していない部分も英国国内での投資額として申告することができるようになります。さらに、資産が共同所有になっている場合は、その資産の自己所有分のみを投資額として申告できます。

#### ポイント・ベース・システム - Tier 2

Tier 2 (General・一般) ビザ保持者による就労開始日の遅延に関するルールが移民規則に正式に追加されました。Tier 2 (General・一般) のビザ保持者においては、ビザが発給された後、就労開始日を変更する場合には、スポンサー証明書 (Certificate of Sponsorship) に記した就労開始日またはビザ発給日のいずれか遅い方から最長4週間以上就労開始を遅らせることができなくなります。この制限はTier 2 (ICT・企業転勤) カテゴリーには適用されず、出向元から給与の支払を受け続けている限り、開始日が4週間を超えることも可能です。

さらに居住者労働市場テスト (Resident Labour Market Test) の要件に関して、研究者のポジションについては、その申請者が補充研究の奨学金またはフェローシップを受けているか、または高等教育機関またはリサーチカウンスルのメンバーとなっている確立した研究チームのメンバーであるときには、スポンサーに

おける居住者労働市場テストの要件が免除されます。

#### 学生

Tier 4の学生は、現行のように修了試験合格の確認を待たず、学業修了後ただちにTier 2 (一般) カテゴリーへのビザ切替申請ができるようになります。

#### Tier 2 移住者およびTier 2 扶養家族の永住権に関して

Tier 2ビザ保持者が永住権を申請する際の要件から、継続在住期間を通して雇用が継続されているという要件が廃止されます。これまでの規則では雇用中断期間が60日未満であれば、永住権を申請する際にはこの期間は許容されるとの規則にとどまっていた。しかし、60日以上雇用中断がある場合には、当局がビザを自動的にキャンセルするはずであるため、政府はこの要件を規則に含めることがもはや不要であると考えに至りました。当該変更に関する影響についてはケースごとに検討する必要があります。

2018年1月11日以降にPBS配偶者のビザを取得する配偶者およびパートナーが将来永住権申請をする場合、英国滞在期間中の各1年に対して英国不在期間が年間180日以内でなければいけないという要件が導入されます。この要件は現在、メインの永住権申請者のみに適用されていますが、これがその配偶者にも拡大されるようになります。政府ではこの新たな要件を2018年1月10日以前に取得したビザの期間に対しては遡及させないことを確認しています。この変更により、現在の英国不在に関する制限がない家族の英国外の旅行について、将来的にはその柔軟性が低くなります。

#### 電子ビザ

政府のデジタル戦略をうけ、特定の分野で電子ビザの試行が開始されます。オンライン上で発給されたビザを正当に所有する申請者は、英国到着時に入国管理官にビザを提出する必要がなくなります。

#### 訪問者・ビジター

一般ビザまたは結婚／シビルパートナー用のビザを所有している個人は、英国でトランジットをする際に別にトランジット用ビザを取得する必要はもはやなくなり、費用と時間が節約できるようになりました。

### 雇用者への影響

今回の変更が及ぼす影響は、個人ごとに異なると思われる。たとえばTier 1 (Exceptional Talent・例外的才能)による申請者の数を増やしたことにより有利になる個人もいれば、ポイント・ベース・システムにおける配偶者およびパー

トナーの英国不在期間制限の導入により永住権の取得が難しくなる者もいます。雇用者にとっては、Tier 4の学生が修了試験合格の確認を待たず学業修了後ただちにTier 2 (General・一般)カテゴリーへ切り替えられるよう変更されたことは、卒業生が申請の提出日を前倒しにできるので、有利と考えられます。

電子ビザ導入の影響に関しては、その詳細が公表されるのを待つ必要があると見られますが、新制度導入が労働者の権利チェック (Right to Work Check) 要件の一部変更につながる可能性があります。

### PwC

武田真純 (+44 (0) 20 7213 5118)

伊東孝 (+44 (0) 20 7804 4284)

Bo (Clov) Wang (+44 (0) 20 7804 2750)

イミグレーションチーム: [japan.uk.immigration@uk.pwc.com](mailto:japan.uk.immigration@uk.pwc.com)

### Japanese Business Network (JBN)

For JBN enquiries: [japan@uk.pwc.com](mailto:japan@uk.pwc.com)

Find us here: [www.pwc.co.uk/japan](http://www.pwc.co.uk/japan)

---

UK PwC Japanese Business Network publishes the following newsletters.

- **Hotline:** Accounting, tax, UK economy and legal updates for Japanese companies operating in the UK.
- **JHR News:** HR, personal tax, global mobility and pensions updates HR professionals dealing with Japanese expatriates in Japanese companies operating in the UK.
- **Immigration News:** UK immigration rule updates for HR, legal and other professionals dealing with immigration issues for Japanese expatriates within their organisations.

If you would like to subscribe to any of our newsletters, or for general enquiries on UK Japanese Business Network, please contact [japan@uk.pwc.com](mailto:japan@uk.pwc.com).

To unsubscribe from PwC Immigration News, please contact [japan@uk.pwc.com](mailto:japan@uk.pwc.com) with the words “unsubscribe from PwC Immigration News” in the subject line.

---

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2017 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, “PwC” refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.